

葛巻町農業委員会  
第24回総会議事録

1 日 時 平成29年5月22日(月) 午後1時15分から午後2時3分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第4号 平成28年度活動の点検・評価(案)及び平成29年度活動計画(案)の承認について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の一時的現状変更届の受理について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一      ② 馬 場 正 俊      ③ 星 野 順 子      ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘        秀 子      ⑥ 芳 田        聡      ⑦ 川 崎 美由起      ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄      ⑩ 森        久 雄      ⑪ 坂 井 徳 身      ⑫ 藤 岡 俊 策

⑬ 落 宰        勝      ⑭ 久 保        淳      ⑮ 坂 待 純 一      ⑯ 深 澤        進

(会長職務代理者)      (会 長)

5 議事録署名委員

⑤ 橘        秀 子      ⑥ 芳 田        聡

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長)      落 合 咲 子 (主幹)

**事務局長** お疲れ様です。ただ今から第24回総会をはじめさせていただきます。  
はじめに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

[あいさつ]

**会 長** ご苦労様です。今回の総会の通知と一緒に、第1回の研修会の案内と、総会終了後の第1回農地小委員会の案内を差し上げました。このような天気の良い日で皆さん大変お忙しいとは思いますが、今日半日、どうかご協力をいただきたいと思います。

[開 会]

**議 長** それでは、総会に入ります。  
ただ今から、葛巻町農業委員会第24回総会を開会いたします。  
本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。また、7番川崎委員から遅刻の連絡がございましたのでお知らせいたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

**議 長** 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。  
議事録署名委員は、5番橋委員、6番芳田委員のお二人を指名いたします。  
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

《日程第 2 》

**議 長** 次に、日程第2「会期の決定」を行います。  
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

**議 長** 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

**議 長** 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

**議 長** 事務局長。

**事務局長** はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出席者
4月28日(金)	葛巻町産業振興協議会会計監査 (役場 第4会議室)	会長
5月2日(火)	葛巻町産業振興協議会委員会 (役場 第4会議室)	会長
13日(土)	第18回葛巻町植樹祭 (町総合運動公園)	会長 事務局長
15日(月)	現地確認調査 (町 内)	馬場委員 星野委員 事務局長
19日(金)	市町村農業委員会会長及び事務局長会議(研修会) (盛岡市 県民会館)	会長 事務局長

以上を報告いたします。

議 長

ただ今の報告について、何かございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4 》

議 長

次に、日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は、1ページからご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は2件で、いずれも売買による所有権移転の案件でございます。

まず1番の農地は、田部字●●と●●の畑2筆 2,425㎡で、●●市の●●●●さんから●●地区の●●●●さんが買い受けしようとするものです。

議案書の3ページをご覧ください。当初は3筆で許可申請が提出され、5月15日に現地確認調査を行った結果、●●の畑1筆 332㎡は山林原野化しており、今後、農地としての利用は不可能であることから、同日付で所有者が農地法の適用外証明願を提出いたしましたので、許可申請書から削除しております。

この案件につきましては、議案第5号として追加提案させていただきますので、後ほどご説明いたします。

それでは申請地の位置図は、4ページをご覧ください。

●●の農地は川向かいの川沿いに、●●の農地は県道から10m程度離れた宅地の裏手にあり、自宅から軽トラック等で数分程度の位置です。

調査書は2ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

次に2番の農地は、田部字●●と●●の畑2筆4,328㎡で、●●地区の●●●●●●さんから同地区の●●●●さんが買い受けしようとするものです。

申請地の位置図は、8ページをご覧ください。

畑はゆるい傾斜地で、自宅から歩いて5分程度の位置にあります。調査書は6ページをご覧ください。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を2番馬場委員にお願いします。

**【2番馬場委員 挙手】**

議長 馬場委員。

2番 現地確認結果を報告いたします。

1番の案件は、農業廃止による親族間での売買を行う案件でございます。これまでも譲受人が借り受けて耕作を行っており、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断いたしました。

2番の案件も売買による所有権移転でございます。1番の案件と同様に譲受人が貸借により、自作地と合わせ一体的に草地として耕作していることから、問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明を1番門場委員にお願いします。

**【1番門場委員 挙手】**

議長 門場委員。

1番 ●●の●●さんの方ですけれども、先ほど事務局長からもありましたとおり、一部が山林原野化しております。また、●●の方は杉の木が生えていまして、日陰で扱にくいとは思いますが、特に問題はないと思われま。●●さんにつきましても、自作地と借入地が一体となりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【10番森委員 挙手】**

議 長 森委員。

10 番 はい。こちらの方々は農地をどうお使いになっているのか教えていただきたいです。

【落合主幹 挙手】

議 長 落合主幹。

主 幹 お二方とも和牛農家で草地に使用しております。

【10番森委員 挙手】

議 長 森委員。

10 番 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

【15番坂待職務代理者 挙手】

議 長 坂待職務代理者。

15 番 1番の案件ですが、これは10万円での売買ということでよろしいですか。

【落合主幹 挙手】

議 長 落合主幹。

主 幹 はい。そのとおりです。

【15番坂待職務代理者 挙手】

議 長 坂待職務代理者。

15 番 わかりました。

議 長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第 5》

議 長 次に、日程第5「議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

**事務局長**

議案書は10ページからご覧ください。

まず、農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画からご説明いたします。

1番の案件は、葛巻第●●地割字●●●の畑及び田、10筆合計12,622㎡で相続未登記農地のため、●●町の相続人代表●●●●●さんが利用権を設定し、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料は記載のとおりで、貸借期間は平成29年6月1日から10年間となっております。

11ページをご覧ください。2番の案件は、葛巻第●●地割字●●●と●●地割字●●●の田及び畑、11筆合計17,160㎡、同地区の●●●●●さんの農地でございます。農業廃止のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。3番の案件は、江川第●●地割字●●●の畑及び田、11筆合計22,518㎡で相続未登記農地のため、同地区の相続人代表●●●●●さんが利用権を設定し、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。4番の案件は、江川第●●地割字●●●の畑、3筆合計14,261㎡で相続未登記農地のため、●●町の相続代表人●●●●●さんが利用権を設定し、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

5番の案件は、江川第●●地割字●●●の畑及び田、2筆合計16,241㎡、●●地区の●●●●●さんの農地でございます。農業廃止のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

6番の案件は13から14ページとなります。江川第●●割及び●●地割字●●●の畑及び田、18筆合計16,819㎡、同地区の●●●●●さんの農地でございます。労力不足により、岩手県農業公社に貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

なお、これらの利用配分計画案については、次の議案でご審議いただくことになりますので、申し添えます。

15ページをご覧ください。

所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

1番の案件は、江川第●●地割字●●●●●の畑及び田、3筆合計3,638㎡、●●地区の●●●●●さんの農地でございます。これまで貸し付けていた農地を耕作者に売り渡すため、岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。

2番の案件は、江川第●●地割及び●●地割字●●●●●の畑、4筆合計16,185㎡、同地区の●●●●●●●さんの農地でございます。2者との賃貸借契約を解約し、農地全部

をまとめて売り渡すため、岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。なお、解約等に係る詳細は報告第1号でご説明いたします。

3番の案件は、江川第●●地割字●●●●の田、4筆合計3,379㎡、●●地区の●●●●さんに所有権を移転するものです。売買価格は記載のとおりで、移転の時期は平成29年6月23日です。先月、公益社団法人岩手県農業公社が●●●●さんから買入れした農地です。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。よって、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

## 《日程第6》

議長 次に、日程第6「議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件には、14番久保委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に該当するため、議案説明前に退席していただくことになります。

それでは、1番から3番の案件について、事務局より事案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

議案書は16ページからご覧ください。

併せて、別様の農用地利用配分計画案一覧表を1枚おめくりいただき、優先順位検討表がございますので、ご覧ください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番から4番の案件は、すべて先ほどの議案第2号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。



1番の配分案は議案書の16から17ページです。●●●●相続人代表の●●●●●さんと●●●●さんの農地、21筆合計29,782㎡については、一覧表に記載されている6名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

議案書18ページの2番、●●●●相続人代表●●●●さんの農地については、別様の資料No.2、一覧表に記載の5名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

議案書19ページの3番、●●●●●相続代表人●●●●●さんの農地については、別様の資料No.3、一覧表に記載の6名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第3号の1番から3番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

**【15番坂待職務代理者 挙手】**

議長 坂待職務代理者。

15番 はい。別紙の綴り、農地利用配分計画一覧表なんですけれども、2番が1筆、3番が3筆になるかと思うんですけれども、その確認をお願いいたします。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 申し訳ございません。ご指摘いただきましたとおり表紙の2番と3番の筆数が逆になります。訂正してお詫びいたします。

議長 それでは2番が1筆、3番が3筆ということでよろしくようお願いいたします。

ほかにございませんか。

**【坂待職務代理者 挙手】**

議長 坂待職務代理者。

15番 はい。2番の案件であります、こちらは私が以前から相談に乗ってきた案件でありまして、●●さんは農業公社から貸借をされるということになりますと、リタイアの経営転換の協力金の対象になるかと思われまして。その中で1反歩未満を残すと協力金の対象になるということではありますが、宅地に隣接した農地の転用の申し出がありまして、その部分が残っていると思うんです。そうしますと残った農地が、10アールを超えてしまうこととなります。この部分につきましては、先ほども説明がありましたが相続未登記ということになりますので、手続き等に時間がかかると思いますが、その宅地転用の部分については、12月までに転用の手続きをされるように、指導をしていただきたいと思っております。協力金の対象が経営転換から耕作者に変わってしまうと、単価が大幅に変わってくると思われますので、この点につきまして事務局から指導をお願いいたします。

議長 長 それでは、こちらの件は事務局の方でよろしくお願ひいたします。  
ほかにございませんか。

議長 長 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から3番の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

議長 長 【挙手全員】  
挙手全員です。  
よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、1番から3番の案件に原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。  
次に、4番の審議に入りますので、14番久保委員は退席をお願ひいたします。

議長 長 【14番久保委員 退席】  
それでは、4番の案件について事務局より議案の説明を求めます。

議長 長 【事務局長 挙手】  
事務局長。  
事務局長 議案書19から20ページの4番、●●●●さんと●●●●さんの農地、20筆合計33,060㎡については、一覧表に記載されている8名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において評価が高かった●●●●さんに配分を予定しているものでございます。  
以上で説明を終わります。

議長 長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第3号の4番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

議長 長 【「なし」の声】  
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 長 【「異議なし」の声】  
異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、4番の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

議長 長 【挙手全員】  
挙手全員です。  
よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、4番の案件について原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。

久保委員は入室してください。

**【14番久保委員 入室】**

**《日程第 7》**

議長 次に、日程第7「議案第4号 平成28年度活動の点検・評価(案)及び平成29年度活動計画(案)の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 議案書は21ページからご覧ください。

内容につきましては、先月、開催した第23回総会終了後にご説明しておりますので、割愛させていただきます。

なお、5月2日から18日までの17日間、町ホームページで農業者から要望・意見の公募を行った結果、議案書の29ページに記載しておりますとおり、特にありませんでしたのでご報告いたします。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

**【10番森委員 挙手】**

議長 森委員。

10番 25ページの遊休農地に関するところなんですけど、現状の割合が1%となっておりますが、非農地判断をするものを含めて1%ということでしょうか。

**【落合主幹 挙手】**

議長 落合主幹。

主幹 はい。遊休農地と非農地の取り扱いは全く違うことになっていきますが、農業委員会では、遊休農地は1号と2号の使われ方の程度が低いものになりまして、それについて1%ということで、農林環境エネルギー課の方で調査対象となっております荒廃農地というものとは全く取り扱いが異なります。今までと同様に農地面積3,817haのうち、3月末現在で37haということになっております。皆様方に調査をお願いしておりました、もう農地としては使われない農地は、この中には含まれないものでございます。

**【10番森委員 挙手】**

議長 森委員。

10番 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。  
議案第4号「平成28年度活動の点検・評価(案)及び平成29年度活動計画(案)の承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。  
よって、議案第4号「平成28年度活動の点検・評価(案)及び平成29年度活動計画(案)の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第8》

議長 次に、日程第8「議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議長 事務局長。

事務局長 議案書は33ページからご覧ください。

議案第1号で若干触れさせていただきましたが、土地は田部字●●の畑1筆332㎡で、●●市の●●●●さんの所有地でございます。

非農地になった事由は、平成元年に贈与を受けておりますが、県外に住んでいるため、耕作管理ができず山林原野化したとのことで、今回の農地法第3条の許可申請に伴う現地確認調査において非農地であることが判明したものでございます。

34ページに現地の写真を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番馬場委員にお願いいたします。

**【2番馬場委員 挙手】**

議長 馬場委員。

2番 現地確認結果を報告いたします。

この写真のとおりなんですけれども、山林の一部の比較的平坦な場所を、以前は畑として使っていたようですが、急勾配でもございますし、機械の使用は事実上できないと思われるので、適用外証明は妥当と判断いたしております。周辺は全部山ですので、影響はないと思います。

以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を1番門場委員にお願いいたします。

**【1番門場委員 挙手】**

議長 門場委員。

1番 先ほど馬場委員がおっしゃったとおり、現地には機械も入れないため、特に問題は

議 長 ないものと思います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

《日程第9》

議 長 次に、日程第9「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は35ページをご覧ください。

1番及び2番の農地は、議案第2号においてご審議いただいた所有権移転の農用地利用集積計画に関わる合意解約通知でございます。

解約の理由は農地所有者が農地を売却したいためで、1番の案件は3筆合計11,452㎡の畑、2番の案件は1筆4,733㎡の畑をそれぞれ賃貸借契約を解約し4筆合計16,185㎡の畑全部をまとめて売却しようとするものです。2番の案件で岩手県農業公社が転貸していた耕作者で、備考欄に記載されている方に売渡しを予定しております。

なお、1番及び2番の案件の解約届出日等は、記載のとおりです。

議 長 以上でございます。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第10》

議 長 次に、日程第10「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理につい

て」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は36ページをご覧ください。

6件の工事進捗状況報告書を工事施工者から受理しましたので、ご報告いたします。

1番から6番の案件すべて、砂利採取による一時転用で、5月15日に馬場委員、星野委員とともに完了していることを確認してまいりました。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を3番星野委員にお願いします。

**【3番星野委員 挙手】**

議 長

星野委員。

3 番

現地確認の結果を報告します。

この1番から6番の事案すべて、江川の●●●及び●●地区の農地で、同一工事施工者による砂利採取に伴う一時転用になります。十分な埋め戻しが行われており、砂利採取前の農地に復元されていることを確認して参りました。

以上でございます。

議 長

次に地区担当委員の補足説明を、4番木戸場委員にお願いします。

**【4番木戸場委員 挙手】**

議 長

木戸場委員。

4 番

はい。今の報告にあったとおり、すでに堆肥も散布されており、すぐに作付けできる状況となっております。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

**《日程第 11》**

議 長

次に、日程第11「報告第3号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。

議 長

事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局長

**【事務局長 挙手】**

事務局長。

議案書の37ページをご覧ください。

災害復旧工事に係る農地の一時的現状変更届を施工者の株式会社●●●●●から受

理しましたので、ご報告します。

この届は、昨年8月の台風10号により被害を受けた河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設道路及び資材置場等として一時的に使用するものでございます。

議案書の38ページをご覧ください。

1番及び2番の案件は、●●●地区の河川災害復旧工事で、農地所有者はお二人で、工期は5月24日から8月11日までの約3カ月です。工事用道路は、川岸に向かって長さ74m、川岸に沿って長さ46mの延長となります。また、資材置場等として103㎡にそれぞれ敷き鉄板により利用されます。

議案書の39ページをご覧ください。

3番の案件は、●●●地区の河川災害復旧工事で、農地所有者は同地区の●●●●●さんで、工期は●●●地区の工事と同様です。工事用道路は、川岸に向かって長さ104m、川岸に沿って長さ76mの延長で土木シートに土盛りを行って利用されます。

以上でございます。

議長 この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を3番星野委員にお願いします。

**【3番星野委員 挙手】**

議長 星野委員。

3番 5月15日、町発注の河川災害復旧工事を行うため、現状変更する農地を確認して参りました。

復旧工事箇所は●●川沿いの●●●地区と●●●地区の2カ所で、当該農地はすべて草地となっています。

工事期間は5月24日から8月11日までとなっていますが、工事への着手は所有者の意向により1番草の刈取り後から行うことや、必要最小限の農地を仮設道路及び資材置場として使用する一時的な措置であり、特に問題ないものと認められます。

以上でございます。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番及び2番の案件については8番藤森委員に、3番の案件については13番落宰委員にお願いします。

**【8番藤森委員 挙手】**

議長 藤森委員。

8番 災害復旧に関わる工事ということで、現地を確認して参りました。前回の水害の影響もあったのか、工事をやった後で続けて同じような工事をやられると思いますが、この方は小屋まで浸水したそうで、上流の方で森林の伐採がされていて、今後の水害の心配もされておりました。農地に影響を与えるような山林の伐採について、農業委員会の方でそういった発言ができるかはわかりませんが、農地に影響が出るようなケースも懸念されますので、そのあたりが不安材料かと思っております。

議 長 以上です。  
続きまして、13番落宰委員にお願いします。

**【13番落宰委員 挙手】**

議 長 落宰委員。  
13 番 工事用の道路を牧草地の上に作るということで、終わった後は元に戻るとい  
議 長 すので特に問題はないと思います。

以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

**《日程第12》**

議 長 次に、日程第12 報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理  
について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は、40ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、報告いたします。

5月1日、●●町在住の●●●●さんからの届け出で、昨年7月に亡くなられた母  
●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。

表の申請土地の下段、●●地区の畑3,048㎡は貸付けており、飼料用作物が作付け  
されております。表の申請土地の上段、●●●地区の畑195㎡はゆるやかな傾斜地で  
すが、大型機械が通行できる道路がない上、周辺も山林原野であり、現地調査をした  
ところ現状は山林となっております。農業委員会へのあっせん希望はありましたが、  
非農地のためあっせんの対象ではない旨を記載し、5月16日に受理通知書を送付  
しております。

以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

**《日程第13》**

議 長 次に、日程第13「その他」に入ります。委員の皆さんから何かございますか。

**【「なし」の声】**



議 長 : 事務局からあればお願いします。

【「特にありません」の声】

議 長 : ないようですので、「その他」を終了いたします。

本日の日程がすべて終わりましたので、以上で葛巻町農業委員会第24回総会を閉会  
いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、  
ここに署名する。

平成29年5月30日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_